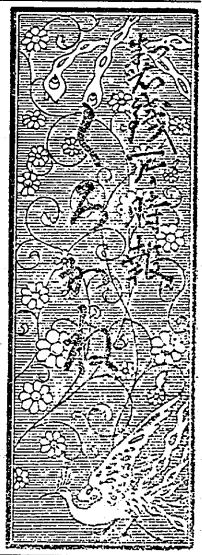

製鐵合同案に關し從業員諸氏に告ぐ

渡邊總務部長

今日製鐵合同案の要項に關する閣議が決定されたに付ては長官に代つて私より全從業員諸氏に其の旨を傳へる際にと云ふことであるから時報「くろかね」を通じて私から御話をする。

第一　政府が合同計畫を提案する理由

私は今回の合同計畫の內容に付て御話をする前に、先づ、何故に政府が國策として製鐵業の統制を企圖し之が方策の具體的手段として先づ製鐵所を民營化し之を中心とする合同會社案を考へたかと云ふ點、換言すれば合同統制を必要とする理由に付て簡單に御話して置きたい。此の根本方針を明瞭に認識して貰はねば具體的計畫に付て各種の危惧不安が發生すると思ふから。

我國製鐵鋼業の進步發展の歷史は極めて新しいのである。歐洲大戰當時より政府の獎勵施設と相俟つて專ら輸入防遏自給自足を目標に進んで來たものである。そして兎も角も自給自足の目標には略到達したと觀てもよい。然し乍ら現在に於ても平時には常に外國品の壓迫を受け、眞に銑鋼一貫の大拠主の實を擧げ得るものは僅少にして、大部分は他より銑鐵又は半製品の供給を受けて鋼材の製造をやつて居ると云ふ狀態である。然も之等の各生產者の間には根本的な統制がない爲に、設備の重複、二重投資、無益な競爭と謂ふ樣な不合理な現象に依つて事業の基礎を常に不安ならしめて居る。之が爲に實際必要な設備の新設又は改善を企圖しても、事態が不安な爲から中々思ふ樣に資本を誘致することが出來ない情勢にある。最近(昭和五年、六年頃)の不況時には此の無統制に依る業界の缺點が餘りに深刻に現はれたことは諸君も御承知の通りと思ふ。更に鐵鋼材の需要乃至消費の方面より我製鐵鋼業の將來のことを考ふるに、鐵鋼材の需要の增加、利用範圍の擴大は歐米列強の實績に徵して見ても、將又我國の現勢より推考して見るも、國內の需要增進に對する供給並に東洋方面に於ける海外の需要に對する供給の使命と云ふ二點から見て、今後の發展伸張に待つべきもの頗る大なるものがある。然るに國內市場に於てすら斯の如き無統制な非合理的經營に依つて其の進步が阻害せられて居る樣では、外國品との競爭を目標とする海外市場への發展と云ふ樣なことは一層脚元が危い譯である。又斯の如き無統制な非合理的狀態を其の儘にして之に關稅、獎勵金其の他の保護のみを手厚くして行くと云ふ事は、結局過當に國民負擔を加重せしむるの結果を招くことになり、此の見地よりも根本的な統制を圖る必要がある。之等の事情は專ら海外市場に活躍し來つた歐米の先進製鐵國に何が行はれて來たかを見ても明瞭になる。[illegible]ら製鐵鋼業の[illegible]は獨り國內的に止らず國際的に伸展して居る。米國の例も餘りに明瞭である。最も個人的自由主義に放任されて居た英國すら獨、白、佛等の製鐵業の伸展に依る海外市場の喪失に目覺めて最近著しく統制化に努力しつゝある。

或は然らば統制は國營とすることに依つて實現したらばよいではないか、寧ろ其の方向に進むのが最近の社會的要求であり、且つ經濟ではないかと云ふ論者もあらう。然し乍ら現實の問題として現在の經濟機構から見て、重要產業の國營といふことは尙幾多の研究を要することゝ思ふ。假に專賣的國營に依るとしても現存の民營會社を買收せねばならぬ。又將來の擴張改良も計らねばならぬ。此の買收及將來の擴張改良の爲多額の公債發行を要し、殊に財政的に甚だ困難なるのみならず、又正常なる國民の企業心を沮喪せしめ國民の活動精神を不活潑ならしむるといふ點から產業政策的にも大いに議論の餘地があると思ふ。

又一面現に官營たる製鐵所の立場を考へて見ても、若し合同を企つることなく製鐵所獨自の自衞經營のみを行ふとすれば、無統制な同業の間に伍し、官營なるが故に負ふ幾多の法令に依る覊束の下に、不自由なる經理に依つて苦しい競爭を餘儀なくせねばならない。又製鐵所は輸入防遏の使命を負つて居るので、此の使命達成の爲には優秀にして進步的なる設備に依り生產せらるゝ外國品と對抗せねばならぬので設備の擴張改良に不斷に精進する必要がある。之を怠らば常に外國品の防遏の使命を果すことが出來[illegible]らず、製鐵所自體を老朽[illegible]むるの危險を冒すのである。又一方今日我國の財政は未曾有の赤字に惱むの窮乏に陷つて居るの現狀に、如何に特別會計なればとて其の益金を己が擴張改良のみに充當して國庫に收納せないといふことは、國民的自省からも許せないのである。加之製鐵所の自辨財源並に政府の公債發行に依る將來の大擴張改良は他の民營業を壓迫し、或は又對立觀念を惹起せしむることとなり、此の點から見ても、先の國家財政との關係から見ても、政府として之を放置して置けないことである。

其處で此の時期に官營製鐵所を民營化して同業と同一レベルに活動せしむると共に、同業に對する實際的の統制機能を充分發揮せしむる仕組とし、然も利己的營利的立場からの暴君たらしむることなく、眞に國家的社會的見地より援けられたる統制の使命を嚴正に遂行せしむる爲に必要なる國家直接の關與權を確立し、進むべき道を眞直に進ましむるに充分な監視と監督とを併せ行ふ仕組とすることが、而も產業として其の發展を企圖せねばならない本邦製鐵業の現在及將來にとつて最も緊要なりと信じて、茲に今回の計畫が樹てられた次第であると思ふ。

第二　合同案中最も重要なる點に關する說明

今回の合同會社設立の計畫中最も重要なる點を說明すれば左の通りである。

(一)會社は官民製鐵所の現物出資に依る特殊會社とし、政府は常に其の總株數の二分ノ一を超える株式を所有するものとする。尙設立に際しては特に設立委員を命じて一切の事務に當らせる。

(二)會社の合同、合併、買收は何れも法律勅令に基く製鐵業評價委員會に於て其の設備の現在價値を嚴正公平に審査評價して之を爲すものであるから、整理した會社を合同、合併、買收すると同一であつて、個々の營利本位の企業經營に對する世上の批判に逆行して、ボロ會社救濟となるが如き評價を爲すものではない。

(三)合同會社は法律に基いて國防上、公益上、業務上の嚴重なる一般的監督を受けるのみならず、重役の選任、解任、利益金の處分、社債の募集等の事項は主務大臣の認可を受けることになるので、配當本位の經營は許さない趣旨である。

(四)合同會社は法律によつて政府が半數以上の株式を所有することを强制せられて居るのみならず、政府は會社監理官を置いて會社業務の萬般を監視せしむる建前であるから、事業遂行上に付ては國營の場合と同樣に國家の意思が完全に行はれる。

第三　職員、職工其の他全從業員に對する處置

右に就ては左の通り取扱はれることになつて居る。

(一)(1)全從業員は新會社に全部引續ぐ樣政府は出資に際し會社に命令する。

(2)勤續年數は打切らず、今後の分と通算することとし、其の爲に會社が特に負擔した金額は政府持株に對する配當から控除し得ることとし、此の點は法律に根據を持たせる。從つて此の點は官營が續けられると何等實質的に變化はない。

(3)賃金、俸給、勞働時間其の他の勞働條件及賞與に付ては從來と同樣の取扱をせられる樣に監督官廳から命令する。

(4)職夫に付ても現に製鐵所が爲さんとしつゝあるところと變らぬ樣之亦命令する。

(二)共濟組合は現在の儘移行し、政府補助金に相當するものは政府の出資條件として、會社に補助を命ずるから、給付に付ても何等懸念の要はない。又購買部も勿論組合の附帶事業として現在通り存續し縮小等はしない。病院に付ても縮小等の心配はない。

(三)職員に付ても勤續年數の通算は前同樣だが、官吏が其の身分を喪失すると云ふことは已むを得ない。然し恩給法による特典が打切られることに基く不利益は出來得る限り實質的に救濟し得る仕組にする。

今回の合同計畫の提案中並に內容と從業員に直接關係ある事項とに關する要項は大體以上の通りである。元來今回の合同計畫を製鐵所の關係から見れば、要するに今迄官直接の經營であつたものが、形式上會社になるのみであつて、實質的には矢張り政府が實權を握ることになつて居るので、前述の待遇方針と相俟つ、從業員の立場から之を見れば[illegible]續けられる場合と實質的には何等の變化はないものだと云つてよいと思ふ。斯樣な次第であるから、吾々從業員としても此の際特に愼重なる態度を採り、國際的危機に立つ我帝國の現狀と我製鐵所の重大使命とを深く自省して、國民としての責務を果す上に於て遺憾のない樣に心懸けたいと思ふ。